

6 港湾法

[港湾区域等内の工事等の許可] (第37条)

<p>法の趣旨</p>	<p>港湾法は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。</p>
<p>許可の必要な行為</p>	<p>港湾区域内又は港湾隣接地域内において、次の行為をする場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 港湾区域内の水域（政令で定める上空及び水底の区域を含む。）又は公共空地の占用 2 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 3 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良 4 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用、又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為 <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※ 港湾区域とは？</p> <p>経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であって、国土交通大臣又は都道府県知事が港湾管理者に対して許可した水域のこと。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※ 港湾隣接地域とは？</p> <p>港湾区域外百メートル以内の地域内について、当該港湾区域及び港湾区域に隣接する地域を保全するため必要な最小限度の範囲であり、港湾管理者が指定した地域のこと。</p> </div>
<p>許可が必要な区域</p>	<p>港湾区域又は港湾隣接地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相馬港（相馬市、新地町） ・小名浜港、江名港、中之作港、久之浜港（いわき市） ・翁島港（猪苗代町） ・湖南港（郡山市） <p>（久之浜港、翁島港及び湖南港は、港湾区域のみ指定）</p>

<p>許 可 権 者</p>	<p>港湾管理者 相馬港湾建設事務所長(相馬港) 小名浜港湾建設事務所長(小名浜港、江名港、中之作港、久之浜港) 喜多方建設事務所長(翁島港) 県中建設事務所長(湖南港) が専決</p>
<p>許 可 の 基 準</p>	<p>1 港湾の利用若しくは保全に著しく支障を与えないこと。 2 港湾計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えないものであること。</p>
<p>担 当 機 関</p>	<p>本 庁 土木部 港湾課 出 先 相馬港湾建設事務所 総務課 小名浜港湾建設事務所 管理課 喜多方建設事務所 総務部 行政課 県中建設事務所 総務部 行政課</p>
<p>手続フローチャート</p>	<pre> graph LR A[申請者] -- 申請 --> B[港湾建設事務所] B -- 許可 --> A </pre> <p>The flowchart consists of two vertical rectangular boxes. The left box contains the characters '申', '請', and '者' stacked vertically. The right box contains '港 建', '湾 設', '事 務', and '所 所' stacked vertically. A horizontal arrow points from the left box to the right box, with the characters '申 請' written above it. A second horizontal arrow points from the right box back to the left box, with the characters '許 可' written below it.</p>
<p>備 考</p>	<p></p>